

大分県報

平成三十一年
号外（四九）
四月二十六日

（金曜日）

目次

人事委員会規則

職員給与の支給等に関する規則の一部改正……………一
管理職員等の範囲を定める規則の一部改正……………二
職員の退職管理に関する規則の一部改正……………二

○人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十一年四月二十六日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第十八号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則
職員の給与の支給等に関する規則（昭和三十二年大分県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第三の知事の事務部局の部の本庁の項中「地域医療政策監」の下に「地域保健推進監」を加え、「施設整備推進監」を「安心住まい推進監」に改め、同部の土木事務所の項中「次長、」を「次長（行政職七級又は六級の職にある者（人事委員会が指定する職にあるものを除く。））」に改め、同表の労働委員会事務局の項中

| | |
|----------------------|----|
| 課長 | 五種 |
| 課長 | 五種 |
| 参事（人事委員会が指定する職にあるもの） | 七種 |
| 課長 | 五種 |

を
に改め、同表の人事委員

会事務局の項中

| | |
|-----|----|
| 局長 | 一種 |
| 局長 | 一種 |
| 参事監 | 三種 |
| 参事監 | 三種 |

を

に改め、同表の教育委員

会の部の本庁の項中

| | |
|----------|----|
| 理事 | 二種 |
| 教育次長、参事監 | 三種 |
| 教育次長、参事監 | 三種 |
| 教育次長、参事監 | 三種 |

を

に改め、「室長」を削

る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十一年四月二十六日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第十九号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年大分県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表の知事部局の部の本庁の項中「主査、」を「主査、行政企画課組織管理班主幹（組織管理についての企画に関する事務を担当する主幹に限る。））」に改め、同部の保健所の項中「副所長」を削り、同表の教育委員会の部の本庁の項中「理事、」及び「室長」を削り、「人権・同和教育課管理予算班課長補佐」を「人権・同和教育課管理予算班主幹」に改め、同部の教育事務所の項中「次長（大分教育事務所次長に限る。）」（大分県教育庁等事

務決裁規程（昭和四十四年大分県教育委員会訓令第一号）第十一条第一項に定める第一順位者（以下この部において「第一順位者」という。）である次長に限る。）及び「（大分教育事務所総務課長を除く。）」を削り、同部の教育センターの項中「第一順位者」を「大分県教育庁等事務決裁規程（昭和四十四年大分県教育委員会訓令第一号）第十一条第一項に定める第一順位者（以下この部において「第一順位者」という。）に改め、同表の監査事務局の部中「課長補佐（班の総括である課長補佐に限る。）」を「参事」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員 の 退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月二十六日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第二十号

職員 の 退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員 の 退職管理に関する規則（平成二十八年大分県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第九条中「別表第一及び別表第二」を「別表」に改める。

第十四条第二号イ中「観光・地域局及び防災局」を「防災局及び観光局」に改め、同条第三号ニ中「、所長及び室長」を「及び所長」に改め、同条第八号中「企業局次長」を「企業局理事、企業局次長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。